

新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
高知県緑化促進事業事務取扱要領 第1 趣旨 高知県緑化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）による事業（以下「補助事業」という。）の実施及び整備した樹木に係る調査報告等に関する事務の取扱いについては、この要領に基づき適正に実施するものとする。 第2 事業実施主体 事業実施主体については、要綱別表第1に定めるとおりとする。 第3 事業計画の作成 1 事業計画書 事業実施主体が事業を実施しようとするときは、事業実施年度の5月31日又は別途定める日までに別記第1号様式による高知県緑化促進事業費補助金事業実施計画協議書（以下、「実施計画協議書」という。）を知事に提出しなければならない。 第4 事業計画の決定 1 計画のヒアリング 知事は、実施計画協議書の提出があった場合は、その内容を精査するため、必要に応じて事業実施主体にヒアリング等を行うものとする。 なお、知事は、ヒアリング等の実施に先立ち、必要に応じて関係機関に意見を徴することができるものとする。意見を徴した場合には事業実施主体に行うヒアリングの際に、当該の事業実施主体に対して、関係機関から徴した意見を提供するものとする。 2 計画の採択及び通知 知事は、前項の規定によるヒアリング等を行った実施計画協議書について、別記高知県緑化促進事業審査基準により審査を行い、優先順位を決定して順位の高いものから採択及び補助金額の内定を行うこととし、知事はその結果を事業実施主体に通知するものとする。 第5 災害時の対応 1 事業実施中の災害の報告 事業実施主体の長は、天災その他の災害により事業の遂行が困難と見込まれる場合は、速やかに災害報告書(別記第2号様式)を作成して知事に報告するものとし、知事の指示を受けるものとする。 2 手戻り工事の負担額 工事の完成前(施工中)に一度実施した工事が天災その他の不可抗力により被災し、再度工事を実施するときの、その被害額のうち事業実施主体の負担となる額については、これを補助しない。 3 事業完了後の災害の報告 事業実施主体の長は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に補助事業により取得し又は効果の増加した施設等が天災その他の災害を受けたときは、遅滞なく災害報告書(別記第2号様式)を作成し知事に報告するものとする。	高知県緑化促進事業事務取扱要領 第1 趣旨 高知県緑化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）による事業（以下「補助事業」という。）の実施及び整備した樹木に係る調査報告等に関する事務の取扱いについては、この要領に基づき適正に実施するものとする。 第2 事業実施主体 事業実施主体については、要綱別表第1に定めるとおりとする。 第3 事業計画の作成 1 事業計画書 事業実施主体が事業を実施しようとするときは、事業実施年度の5月31日又は別途定める日までに別記第1号様式による高知県緑化促進事業費補助金事業実施計画協議書（以下、「実施計画協議書」という。）を知事に提出しなければならない。 第4 事業計画の決定 1 計画のヒアリング 知事は、実施計画協議書の提出があった場合は、その内容を精査するため、必要に応じて事業実施主体にヒアリング等を行うものとする。 なお、知事は、ヒアリング等の実施に先立ち、必要に応じて関係機関に意見を徴することができるものとする。意見を徴した場合には事業実施主体に行うヒアリングの際に、当該の事業実施主体に対して、関係機関から徴した意見を提供するものとする。 2 計画の採択及び通知 知事は、前項の規定によるヒアリング等を行った実施計画協議書について、別記高知県緑化促進事業審査基準により審査を行い、優先順位を決定して順位の高いものから採択及び補助金額の内定を行うこととし、知事はその結果を事業実施主体に通知するものとする。 第5 災害時の対応 1 事業実施中の災害の報告 事業実施主体の長は、天災その他の災害により事業の遂行が困難と見込まれる場合は、速やかに災害報告書(別記第2号様式)を作成して知事に報告するものとし、知事の指示を受けるものとする。 2 手戻り工事の負担額 工事の完成前(施工中)に一度実施した工事が天災その他の不可抗力により被災し、再度工事を実施するときの、その被害額のうち事業実施主体の負担となる額については、これを補助しない。 3 事業完了後の災害の報告 事業実施主体の長は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に補助事業により取得し又は効果の増加した施設等が天災その他の災害を受けたときは、遅滞なく災害報告書(別記第2号様式)を作成し知事に報告するものとする。

ものとし、知事の指示を受けるものとする。 第6 利用効果 1 管理状況報告 事業実施主体の長は、当該補助金を活用して植栽及び展示した樹木については、交付申請時の維持管理計画に基づき適正に育成することとし、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、当該樹木の育成管理に係る管理状況報告書(別記第3号様式)を毎年5月末日までに知事に提出しなければならない。提出は一年毎とし、4月から翌年の3月までの期間の実績を翌年の5月末までに行うものとする。 第7 委任 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定める。 附 則 1 この要領は令和5年7月25日から施行する。 2 この要領は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第5の3及び第6の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要領は令和6年5月22日から施行する。	ものとし、知事の指示を受けるものとする。 第6 利用効果 1 管理状況報告 事業実施主体の長は、当該補助金を活用して植栽及び展示した樹木については、交付申請時の維持管理計画に基づき適正に育成することとし、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、当該樹木の育成管理に係る管理状況報告書(別記第3号様式)を毎年5月末日までに知事に提出しなければならない。 第7 委任 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定める。 附 則 1 この要領は令和5年7月25日から施行する。 2 この要領は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第5の3及び第6の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
--	--